

札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

札幌市旅館業法施行条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エを削り、オをウとし、カをエとし、キをオとし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
 - (5) 客室以外の場所に共同で使用する浴室を設ける場合は、次の要件を満たすものとする。
 - ア 男子用、女子用の別に分けて設けられていること。ただし、男女で使用時間を分ける措置を講ずる場合その他市長が別に定める場合は、この限りでない。
 - イ 浴室の内部を当該浴室の外部から容易に見通すことができないこと。
- (2) 第3条中「第1号ア及びエ、」を削り、「並びに」を「及び」に改める。
- (3) 第4条第1項中「第7号まで」を「第8号まで」に改める。
- (4) 第5条第4号を次のように改める。
 - (4) 客室の天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに、横臥している人の姿態を写すための鏡等が設けられていないこと。
- (5) 第6条第1項中「除く。）」の次に「及び第5号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定並びに第4条第1項及び第6条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

宿泊施設における情報通信技術の発展、建築意匠の多様化等を踏まえ、玄関帳場に係る床面積等の基準及び客室内部における浴室の見通しに係る基準を廃止するとともに、共同で使用する浴室の構造に係る基準を定めるため、本案を提出する。